

福岡県医発第 2315 号 (地)

令和 4 年 11 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公 印 省 略)

VISIT JAPAN WEB 等を活用した訪日外国人に対する観光庁の取組のご紹介
並びに医療費不払い等に関する情報提供について

今般、訪日外国人に対する新型コロナウイルス感染症を始めとしたわが国の医療の提供体制の周知等について、観光庁より日本医師会を通じて情報提供がありました。

観光庁・デジタル庁においては、海外からの入国者向けの WEB サイト“VISIT JAPAN WEB”を立ち上げ、検疫・入国審査・税関申告の入国手続き等を行えるサービスを提供しています。

この度、訪日外国人への医療に関する情報を発信するため、本サイトに、“Information in case of illness or injury”を追加し、日本政府観光局 (JNTO) の該当ページに遷移することとされました。

JNTO のページでは、コロナ感染時 (濃厚接触の場合を含む) のフロー図、緊急連絡先、並びに診療可能な医療機関の情報等を提供しています。

さらに、別添の通り、訪日外国人向けに、日本における感染防止対策、病気やけがの場合の外国人相談窓口、旅行保険の加入勧奨、VISIT JAPAN WEB への事前登録の依頼等を取りまとめております。

また、医療における未収金の問題は、医療を受けるすべての人との間で起こり得る問題ですが、出入国在留管理庁は、20 万円以上の医療費不払いの経歴がある訪日外国人についての情報を、次回入国時の入国拒否も含む厳格な審査に活用することとされています。そのため、医療機関による「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」への登録を依頼しております。(令和 3 年 4 月 7 日付福岡県医発第 87 号 (地) にてご案内)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」は国が実施主体であり、医療機関におかれましては国の事業に協力するものであります。

■医療機関向け「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」

<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>

小郡三井医師会より

広報担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 1551 号（地域）
令和 4 年 11 月 10 日

都 道 府 県 医 師 会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事
黒 瀬 巖
（ 公 印 省 略 ）

VISIT JAPAN WEB 等を活用した訪日外国人に対する観光庁の取組のご紹介
並びに医療費不払い等に関する情報提供のお願いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、訪日外国人に対する新型コロナウイルス感染症を始めとしたわが国の医療の提供体制の周知等について、観光庁より情報提供がございました。

観光庁・デジタル庁においては、海外からの入国者向けのWEB サイト“VISIT JAPAN WEB”を立ち上げ、検疫・入国審査・税関申告の入国手続き等を行えるサービスを提供しています。

この度、訪日外国人への医療に関する情報を発信するため、本サイトに、“Information in case of illness or injury”を追加し、日本政府観光局（JNTO）の該当ページに遷移することとされました。

JNTOのページでは、コロナ感染時（濃厚接触の場合を含む）のフロー図、緊急連絡先、並びに診療可能な医療機関の情報等を提供しております。

さらに、別添の通り、訪日外国人向けに、日本における感染防止対策、病気やけがの場合の外国人相談窓口、旅行保険の加入勧奨、VISIT JAPAN WEBへの事前登録の依頼等を取りまとめております。

また、医療における未収金の問題は、医療を受けるすべての人との間で起こり得る問題ですが、出入国在留管理庁は、20万円以上の医療費不払いの経歴がある訪日外国人についての情報を、次回入国時の入国拒否も含む厳格な審査に活用することとされています。そのため、医療機関による「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」への積極的な登録を依頼しております。（令和4年10月17日付発番1408号にてご案内）

■医療機関向け「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」

<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>



また、貴会におかれましても、未収金に関する情報がございましたら本会の下記入力フォームまで情報をお寄せいただきたくお願い致します。こちらは期間の制限はございません。今後都道府県医師会に外国人医療に係る未収金の事例が寄せられた際に、ご利用いただければ幸いです。

■ 日本医師会、未収金に係る情報入力フォーム

<https://forms.office.com/r/zf00XNeJxT>



つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への御周知等につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

Visit Japan Web

Japan entry/return procedure

test 2022/10/20

Change plan

Applicant

Please switch the applicant and prepare the procedures for everyone

Selection of family members

Preparation for quarantine

Pre-registration for Quarantine Procedures
Scheduled to be released in November or later

It is possible to use Quarantine Fast Track. Click [here](#).

Preparation for immigration clearance

Japanese citizens and foreigners with a re-entry permission do not need to fill this in.

Disembarkation Card For Foreigner

Excluded

Display QR code

Preparation for customs declaration

Declaration of Personal Effects and Unaccompanied Articles
Not registered

Display QR code

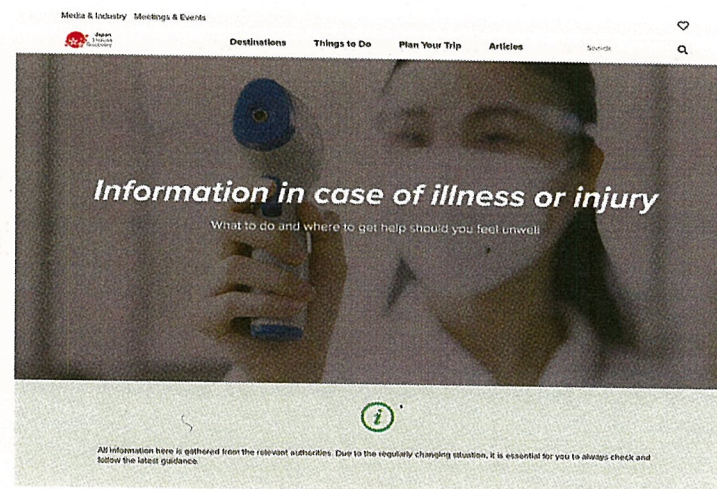
After entering Japan (during the stay in Japan)

Entered overseas travel insurance (recommendation)

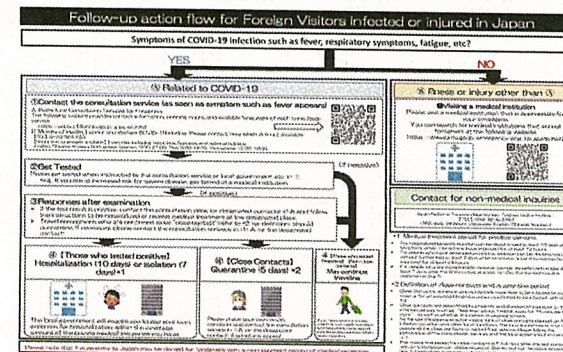
Information in case of illness or injury

Back

【リンク先】JNTOグローバルサイト
Information in case of illness or injury
<https://www.japan.travel/en/practical-coronavirus-information/in-case-of-emergency/>



Support is available in English and other languages for you when feeling unwell during a visit to Japan.



旅行会社・メディア関係者各位

2022 年 10 月
日本政府観光庁

安全・安心・スムーズな訪日旅行のために

2022 年 10 月 11 日より、日本への個人旅行が解禁されます。安心・安全・スムーズな訪日旅行のためには、訪日旅行前に、日本における基本的な感染症対策や医療機関の受診方法の確認、補償内容が十分な旅行保険への加入、Visit Japan Web への事前登録など、しっかりと準備いただくことが重要です。

■日本における感染防止対策について

日本での滞在期間を通じて、基本的な感染防止対策（①マスク着用、②手指消毒、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）の徹底に努めていただく必要があります。

<詳細情報>

観光庁 HP 新しい旅のエチケット（中国語（繁体）版）

※日本における旅行の基本的な感染症対策をまとめたリーフレット

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001492158.pdf>



厚生労働省 HP 屋外・屋内でのマスク着用について（英語版）

https://www.mhlw.go.jp/content/masukuse_en.pdf



■病気・怪我になってしまった場合に備えて

病気・怪我になってしまった場合には、COVID-19 とそれ以外の病気・怪我で医療機関の受診方法が異なります。

① 発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む COVID-19 の症状がある場合

まずは以下の相談窓口にお問い合わせください。

A：都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・

開設時間・対応言語について掲載しています。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-ct.html>

B：厚生労働省コロナウイルス感染症相談窓口（A の開設時間外はこちらに連絡ください）

【電話番号】0120-565-653



【開設時間・対応言語】土日祝日を含む毎日。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00、

タイ語：9:00～18:00、ベトナム語：10:00～19:00

② それ以外の病気・怪我

症状等に応じた医療機関を受診してください。

以下のサイトにおいて、外国人受入が可能な医療機関を検索できます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi_guide.html

<詳細情報>

日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー

<https://www.japan.travel/en/practical-coronavirus-information/in-case-of-emergency/>



■旅行保険について

訪日外国人旅行者が日本を旅行中に怪我や病気になった場合、治療費が非常に高額になる場合があります。COVID-19などの感染症の医療費も、加入されている民間医療保険から負担いただくこととなっています。感染症が補償対象外となる保険もあるため、しっかり補償内容を確認しましょう。

医療費不払いの経歴がある外国人は、以降の日本への入国を拒否される可能性がありますのでご注意ください。

<詳細情報>

保険加入勧奨 HP（中国語（繁体）版）

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



保険加入勧奨ポスター（中国語（繁体）版）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/A4_flyer_departure_hantai_20220324_ol_x1a.pdf



保険加入勧奨動画（中国語（繁体）版（ナレーションは英語））

<https://m.youtube.com/watch?v=5jHnH1flx7s>



<参考情報①：訪日外国人治療費の高額例>

- ・骨折による手術および入院（治療費 200～300 万円）＋本国までの搬送費 400 万円

- ・ 急性心筋梗塞による手術および入院（治療費 600 万円）＋本国までの搬送費 400 万円

＜参考情報②：あったら助かる民間医療保険の補償・サービスの例＞

- ・ 日本国内での病院検索・予約の代行：症状を伝えと、保険会社で提携している医療機関を紹介してくれるサービスです
- ・ 通訳サービス：電話等で通訳サービスを提供してくれるため、受診した際に正確に症状や治療方法等を伝えてもらうことができます
- ・ 医療費のキャッシュレス対応の交渉：キャッシュレス対応とは、医療費などの請求を保険会社に直接送付することで、訪日旅行者がその場で費用精算なく受診できる仕組みです。この仕組みを使えるよう、医療機関と保険会社で交渉してくれるサービスが付帯していると、医療機関の受診・精算がスムーズです

■Visit Japan Web※1への事前登録について

- ・ 日本への入国手続きをスムーズに行うため、Visit Japan Web で事前に登録をお願いします。

※1 Visit Japan Web：デジタル庁が提供する海外からの入国者（海外から帰国する日本人も含む）が入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス。

＜詳細情報＞

Visit Japan Web（英語）

<https://www.hco.mhlw.go.jp/en/>



<https://forms.office.com/r/zf00XNeJxT>

【情報提供のお願い】 外国人医療における 未収金の事例

【本フォームは、期限を設けたアンケートではありません】

政府においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、令和2年7月14日）において、訪日外国人による医療費の未払いの発生抑止となるよう、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人については、次回以降の入国審査を厳格化する方針が決定されました。

これを受けて、日本医師会においても、実態を把握するため都道府県医師会において把握されている未払い事例をご提供いただくため、本入力フォームを設けました。

ご活用いただければ幸甚に存じます。

* 必須

1. 都道府県をご記入ください *

2. 未収金が発生した医療機関の郵便番号をご記入ください
地域匿名も可です

3. 医療機関名をご教示ください
明示を希望されない場合は、未記入で結構です。

4. 未収金の金額（概算で結構です）をご記入ください。

5. 可能であれば当該患者の国籍をご記入ください。
(訪日外国人の多い国を50音順で並べたものです。)

- ☐ インドネシア
- ☐ タイ
- ☐ フィリピン
- ☐ ベトナム
- ☐ 韓国
- ☐ 台湾
- ☐ 中国
- ☐ 米国
- ☐ その他

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。